

機構改革 7月1日から

宇美町役場の窓口が一部変わります。

町では、「宇美町第5次総合計画」の基本理念である『まなびの森に育む地域力で築く共働のまちづくり』を実現するため、行政組織機構を見直し、再編します。再編の主な内容は、次のとおりです。

【新設】子育て支援課

TEL 934・2250

うみハピネスの子育て支援係と、本庁舎の子ども手当係が、「子育て支援課」となって、本庁舎の2階に新設。

【担当事業】

保育園／学童保育／子育て支援センター／子ども手当／児童扶養手当／児童虐待等の相談など

共働のまちづくり課

TEL 934・2370

町民と行政のパートナーシップのもと、「地域力」を原動力としてまちづくりに取り組んでいくため、地域交流センター2階に新設。

【担当事業】

共働の推進／生涯学習の推進／ボランティアセンター運営／男女共同参画の推進／働く婦人の家など

※ボランティア・町民活動支援センター（TEL 933・1110）は、うみハピネス内に7月4日（月）に開設します。

私立幼稚園就園奨励費補助のお知らせ

宇美町では、国からの一部補助を受け、宇美町在住で私立幼稚園に通園中の園児がいる家庭に対し、保育料等の補助を行っています。

手続きについては、毎年6月頃に各幼稚園を通じて行い、審査のうえ、翌年2月頃に補助額の確定を行っています（振込は、2月下旬頃に各幼稚園を通じて行います）

●対象園児

宇美町に居住（住民登録）し、私立幼稚園に通園している下記の園児

- ・満3歳児（満3歳に達した幼児が翌年4月を待たずに年度の途中から入園する園児のこと）
- ・3歳児（平成19年4月2日～平成20年4月1日生）
- ・4歳児（平成18年4月2日～平成19年4月1日生）
- ・5歳児（平成17年4月2日～平成18年4月1日生）

※詳細については各幼稚園から配布される「《保護者のみなさま》平成23年度幼稚園就園奨励費補助金のお知らせ」をご覧ください。



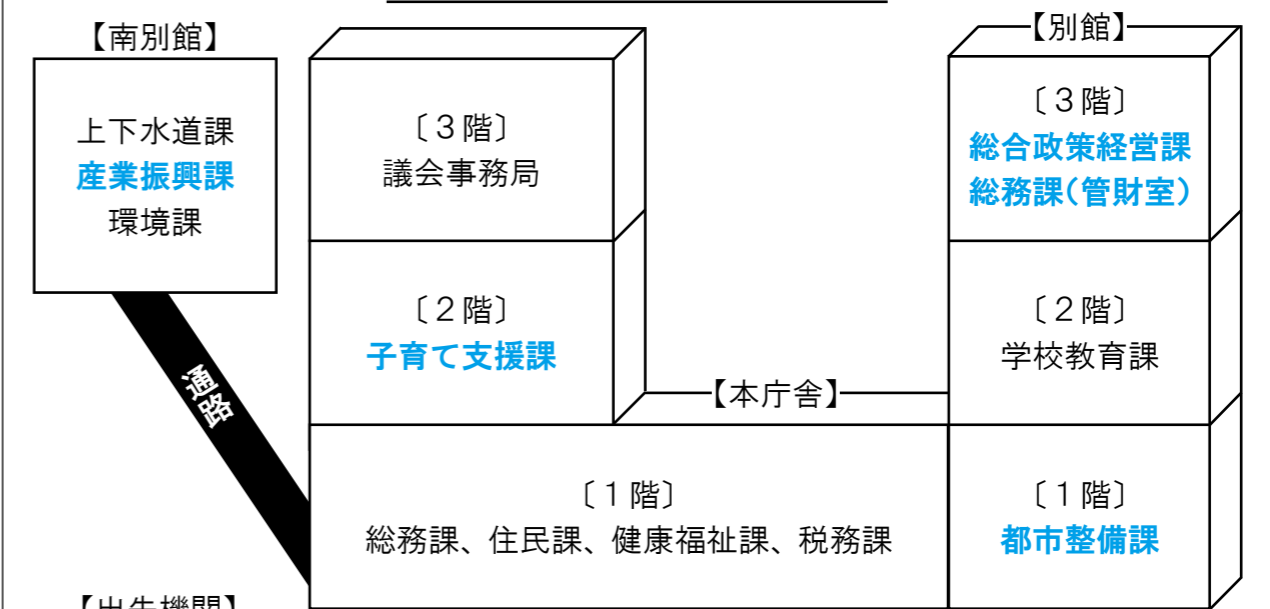
補助対象となる世帯及び限度額（年額）

補助の対象世帯区分	従来条件：同一世帯から1人または複数就園している場合			新条件：小学校1～3年生の兄・姉を有し、弟・妹が就園している場合	
	第1子	第2子	第3子	第2子	第3子
①生活保護法の規定による保護を受けている世帯	223,200円	264,000円	303,000円	244,000円	303,000円
②当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯、または当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が非課税となる世帯	193,200円	249,000円	303,000円	222,000円	303,000円
③当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が：34,500円以下の世帯	109,200円	207,000円	303,000円	159,000円	303,000円
④当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が183,000円以下の世帯	46,800円	175,000円	303,000円	111,000円	303,000円

- 1、父母とそれ以外の家計の主権者である扶養義務者の所得割課税額を合算して所得階層区分を決定します。
- 2、途中入・退園及び休園の場合は、在園期間中に支払われている保育料に応じた額となります。
- 3、同一世帯での両条件の組み合わせはできません（例：第2子→新条件の補助限度額、第3子→従来条件の補助限度額 など）
- 4、兄・姉が保育所または認定こども園や特別支援学校幼稚園部、障害児通園施設に通園している場合、第2子以降の対象とします。
- 5、「従来条件」と「新条件」の両方に該当する園児を有する場合は、該当する世帯全体の総負担額を両条件で比較し、保護者負担の低い方の条件を適用させていただきます。

【問い合わせ】学校教育課 TEL 934-2245

平成23年7月1日からの配置図



【出先機関】

- 地域交流センターうみ・みらい館
〔1階〕町立図書館(社会教育課図書館係) 〔2階〕生涯学習センター(共働のまちづくり課)
- 住民福祉センター・中央公民館 社会教育課
- 健康福祉センターうみハピネス 健康福祉課(健康づくり推進室)